

京丹後市と第一生命保険株式会社との「未来への活力を創造するまちづくりに向けた包括連携協定」締結式の開催について

令和4年11月15日
京 丹 後 市

この度、第一生命保険株式会社と京丹後市との間で包括連携協定を締結する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催しますのでお知らせします。

当該包括連携協定は、未来への活力を創造するまちづくりに向けて、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的としています。

全国 1,350 拠点、4 万 5,000 名の生涯設計デザイナーの地域に根ざしたネットワークを活かし、健康増進をはじめ、高齢者見守り、子育て支援、地域活性化など多岐にわたる分野において取り組んでこられた「第一生命保険株式会社」との連携を通じて、官民連携による取組を進めて参りたいと考えています。

記

【日 時】

令和4年11月25日（金） 午前10時～

【場 所】

京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

【主な出席者】

第一生命保険株式会社 京都総合支社長
京丹後市長
京丹後市副市長
京丹後市教育委員会 教育長

（お問合せ先）

京丹後市役所 市長公室 政策企画課

TEL：0772-69-0120 FAX：0772-69-0901

京丹後市と第一生命保険株式会社との未来への活力を創造する
まちづくりに向けた包括連携協定書（案）

京丹後市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- （3）子育て支援・保育対策に関すること。
- （4）高齢者・障害者支援に関すること。
- （5）スポーツ・文化芸術振興に関すること。
- （6）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （7）環境保全に関すること。
- （8）ふるさと応援に関すること。
- （9）市政情報の発信に関すること。
- （10）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月25日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
京丹後市
市長 中山 泰

乙 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号
第一生命保険株式会社
京都総合支社長 吉野 充宏

協定概要

京丹後市と第一生命保険株式会社との包括連携協定

1 連携事項

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (3) 子育て支援・保育対策に関すること。
- (4) 高齢者・障害者支援に関すること。
- (5) スポーツ・文化芸術振興に関すること。
- (6) 産業振興・中小企業支援に関すること。
- (7) 環境保全に関すること。
- (8) ふるさと応援に関すること。
- (9) 市政情報の発信に関すること。
- (10) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 具体的な連携方策（想定案）

(1) 健康増進に関すること。

- 健康長寿の各種取組への協力
 - * 特定健診、がん検診の受診勧奨及び特定保健指導・生活習慣病予防に関する周知・啓発活動
 - * 健康増進事業（イベント含む）への参加及び周知・啓発活動
 - * Let's チャレンジウォーキングへの参加及び周知・啓発
 - * 「食」を通じた健康づくりの普及・啓発

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

- 男女の格差解消、仕事と育児・介護の両立支援など、働き方の見直しを進める取組の啓発

(3) 子育て支援・保育対策に関すること。

- 保育所・こども園での“待機児童ゼロ”継続への協力
 - * 顧客等訪問時等において、市が作成したチラシの配布などによる保育士不足の解消に向けた保育士掘り起しの啓発協力
- 児童虐待防止、ヤングケアラー支援
 - * 顧客等訪問時等において、社員がオレンジリボンを名札等に着用するなどして、児童虐待防止に向けた啓発を行うとともに、児童虐待事案やヤングケアラーを発見した際の通告等への協力

（４）高齢者・障害者支援に関すること。

- 「京丹後市手話言語条例」、「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」並びに「心のバリアフリー運動」の取組の協力
- *心のバリアフリー出前講座への社員参加
- *バリアフリー認定団体への登録
- 認知症等対策への協力
- *オレンジロードつなげ隊を通した、認知症患者及びその家族へのフォローや情報提供
- *コグニサイズ（認知症予防運動）の提供
- *みまもりあいアプリの普及活動等地域での見守り活動
- その他、本市における高齢者等に関する事業、施策について、周知啓発活動等への協力

（５）スポーツ・文化芸術振興に関すること。

- スポーツ振興施策への協力
- *各種スポーツイベントとの連携
- 文化芸術振興施策への協力
- *文化芸術関連イベント（文化祭、展覧会、公演等）との連携

（６）産業振興・中小企業支援に関すること。

- 観光振興に関すること
- *京丹後市の観光情報等（農林水産体験等を含む）の発信・ＰＲへの協力
- 雇用促進・人材確保に関すること
- *京都府北部就職フェアへの出展、ＰＲ等
- 茶の振興に関すること
- *茶ＰＲのチラシ、資料の配架・配布

（７）環境保全に関すること。

- 脱炭素社会の推進に向けた協力支援（社内での省エネ、ごみ減量化等の取組の推進）
- 不法投棄防止のための意識啓発
- 海岸漂着ごみ対策への協力支援

（８）ふるさと応援に関すること。

- ふるさと納税の周知
- *社内ネットワーク等での社員向けのふるさと納税情報発信
- *社内イベントでの地場産品ＰＲブース出展及び主催イベント等でのふるさと納税情報発信
- *市の作成するリーフレット等の配布協力

(9) 市政情報の発信に関すること。

- 第一生命保険株式会社本社をはじめ、全国 47 都道府県にある支社・オフィスに情報共有が可能
- 生涯設計デザイナーを通して、既契約者様やそのご家族、担当職域の法人様に対してチラシの直接配付が可能
- 自治体アンケートの調査・分析等への協力

(10) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

- S D G s の推進に関すること
 - * S D G s 推進市民会議の会員となり、普及啓発・情報発信への協力
- Well-being の推進に関すること
- 消費者被害防止対策への協力
 - * 消費者被害防止に関する出前講座「消費者生活におけるくらしの安心・安全講座」を社員に対し実施
 - * 消費者被害を未然に防止するため、社員が営業・活動中などに声かけ等を実施し、異変を察知した時には消費生活センターへの通報・案内等
- 救命対策への協力
 - * 普通救命講習会、上級救命講習会への参加及び周知協力
 - * 救マーク認定制度の活用及び周知協力

3 経過

第一生命保険株式会社は、全国 1,350 拠点、4 万 5,000 名の生涯設計デザイナーが地域に根ざして活動しているネットワークを活かし、地域が抱えるさまざまな課題の解決に向け、健康増進をはじめ、高齢者見守り、子育て支援、地域活性化など多岐にわたる分野において自治体と連携を進めている。

京都府内では、H30.8.8 の京都府をはじめ、府内市町村では、R3.12.3 に宮津市（府内市町村では初）と、次いで R4.6.14 には京都市と包括連携協定を締結したところ。

今般、第一生命保険株式会社から正式に本市との包括連携協定締結の打診があったことから、官民連携のまちづくり推進のため、包括連携協定を締結するもの。

4 その他

本協定に係る予算執行は想定していないが、今後連携事業を検討するなかで、経費を必要とする事業の実施が必要となった場合は、別途予算協議を行うものとする。